

中富良野町地域おこし協力隊員 募集要項（球団運営支援）

中富良野町は、北海道の中央部に位置し、雄大な十勝岳山麓に広がる自然豊かな美しいまちです。農業を基幹産業として、「クリーン農業推進の町」を宣言し、安全で安心した食づくりを目指しています。

また、中富良野といえば「ラベンダー」と言われるほどラベンダー観光の発祥の地として有名で、毎年6月から8月にかけての観光シーズンには国内外から多くの観光客が訪れ、令和6年度には延べ117.5万人が訪れた、花のまちでもあります。

しかし、過疎化や少子高齢化の影響により、2015年には人口5,214人がこの10年弱で人口が4,380人を割り込むなど、人口減少や地域活性化について町外からの新しい視点や発想を取り入れた地域振興策が課題となっています。

このため、地域おこし協力隊員として、これまでに培った経験やスキルを活かした活動を提案できる方で活動終了後も本町において就労または起業し、定住したいと意欲のある方を募集します。

●中富良野町の地域おこし協力隊について

令和7年12月現在、中富良野町には17名の協力隊（3年目2名、2年目9名、1年目6名）が活動しています。広報・SNS等（情報発信・デザイン）や観光推進、酪農ヘルパー、花のまちづくり、そして保育など幅広い分野で中富良野町の地域活性化を担っています。

月1回の定例ミーティングを行い、隊員間の情報共有だけでなく、担当課職員も交えながら活動へのアドバイスや定住・起業へ向けた取組を支援しています。

1. 募集人数：2名

球団運営支援に関する隊員

2. 業務内容

①球団運営支援業務（北海道ベースボールリーグ所属 富良野ブルーリッジ）

- ・球団の運営管理に関する業務
- ・球団の情報発信に関する業務

②地域支援業務

- ・地域の情報発信に関する業務
- ・地域行事の支援に関する業務

③その他まちづくりに関すること

【地域おこし協力隊共通業務】

- ・業務報告、作業報告等の事務処理
- ・地域における活性化事業の支援
- ・町の魅力を伝えるための情報発信活動
- ・活動における情報発信並びに交流拠点となる施設の運営管理業務
- ・その他担当課により指示される活動

3. 募集対象

- (1) 三大都市圏及び都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票がある）している方 ※地域要件についてお問い合わせください
 - (2) 採用後、中富良野町へ住民票を異動させ、中富良野町内に居住できる方
 - (3) 活動期間終了後も中富良野町に定住する意志のある方
 - (4) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために意欲的に行動できる方
 - (5) 普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
 - (6) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に活動できる方
 - (7) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、電子メール等）ができる方
 - (8) 土日祝日夜間の勤務、会議、行事参加等の不規則な勤務体制に対応できる方
 - (9) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に該当せず、同法第 2 条第 2 号に規定するものと関係を有しない方
 - (11) スポーツトレーナー等の資格があれば優遇
- ※その他各業務における資格要件については別紙参照

4. 勤務地

中富良野町内及び球団活動地

5. 勤務時間

原則として、平日週 4 日、8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務とします。（うち休憩 1 時間、勤務時間 7 時間 45 分）

ただし、活動内容によっては休日・時間外に勤務を要する場合があります、その場合は平日への振替対応を基本とします。

6. 雇用形態・期間

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の身分として町長が任命します。

採用日は 2026 年 4 月 1 日を予定していますが、採用決定後に相談の上調整します。

期間は、任命した日から 2027 年 3 月 31 日までとしますが、活動に取り組む姿勢や勤務状況等を勘案し、その後 1 年を超えない範囲において、町長が任命更新の判断をしますが、任命期間は最長で 3 年間とします。

7. 給与等

活動に対する報酬は、月額 204,000 円とします。

※期末勤勉手当（6 月 1.2 ヶ月分（注 1）、12 月 1.2 ヶ月分）を支給します。また、通勤手当、時間外手当は条件により支給となります。

※社会保険、雇用保険、住民税、所得税等の本人負担分が報酬から差し引かれます。

※寒冷地手当は、11 月から 3 月までの期間、月額 16,200 円を支給します。

※扶養手当、退職手当は支給しません。

※業務に支障のない範囲で、あらかじめ町長の許可を受けた上で、町が支給する給与以外の収入を得ることは可能です。

8. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険に加入します。
- (2) 有給休暇、特別休暇等の取得が可能です。（条件あり）
- (3) 中富良野町が保有する町有住宅は無償（上限 32,000 円）とし、中富良野町内の民間アパートに入居する場合は一部補助します。ただし、敷金、礼金、共益費、退去時の清掃費等は個人負担です。
- (4) 通勤等に必要の乗用車（軽自動車予定）は中富良野町が負担します。ただし、燃料費は個人負担です。
- (5) 活動に必要な消耗品、旅費、研修等の参加料は予算の範囲内で町が支給します。
- (6) 住居に係る光熱水費、生活費、パソコン等通信費等は個人負担です。
- (7) 赴任（転居・転出入）に伴う費用は支給しません。

9. 申込受付期間

2025 年 12 月 1 日から 2026 年 1 月 30 日まで

10. 応募方法

(1) 提出書類

- ・中富良野町地域おこし協力隊応募用紙（カラー写真付き）

※応募用紙は下記よりダウンロードしてください。

<https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003523.html>

- ・住民票（2025 年 12 月 1 日以降発行のもの）

(2) 提出期限

2026 年 1 月 30 日（必着）

(3) 申込方法

郵送による

(4) 提出先

〒071-0795 北海道空知郡中富良野町本町 9 番 1 号
中富良野町 企画課 未来戦略係

11. 選考方法

- (1) 第 1 次選考 書類選考を行い、提出期限のおよそ 1 週間後を目途に応募者全員に文書により結果を通知します。
- (2) 第 2 次選考 第 1 次選考合格者を対象に、中富良野町において面接試験、またはオンラインによる面接試験を行います。（詳細は第 1 次選考の合格者に通知します。）
なお、希望があれば、現在任命されている隊員との懇談、希望先での業務体験、町内施設の紹介などを行います。
- (3) 最終選考結果 第 2 次選考の結果を、対象者全員に文書により通知します。

12. お問い合わせ先

中富良野町 企画課 未来戦略係

〒071-0795 北海道空知郡中富良野町本町9番1号

TEL 0167-44-2133 FAX 0167-44-4876

注1 初年度は雇用期間率が規定に満たないため満額となりません。